

# 建設系廃棄物適正処理に係る講習会

## 石綿飛散防止の強化 (大防法、生環条例関連) について



大阪市環境局環境管理部環境規制課

# 目次

1. 大気汚染防止法について
2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例（生環条例）について

# 1. 大気汚染防止法について

# ①規制対象

## 全ての石綿含有建材が規制対象

令和3年4月施行

- 石綿含有仕上塗材がレベル3相当建材
- 法では規制対象外であった石綿含有成形板等が追加

特定建築材料の種類	
レベル1	吹付け石綿
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材
レベル3相当	石綿含有仕上塗材
レベル3	石綿含有成形板
	その他石綿含有建築材料

## ②事前調査義務の対象

建築物等の規模に関わらず、解体・改修・補修工事を行う場合、事前調査が必要

### 事前調査対象外

【環水大大発第2011301号 令和2年11月30日環境省通知 参照】

- 木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかで、ボルトやナット等を手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能であり、除去等を行う際に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業  
**※電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業（足場用アンカーボルト打ち作業を含む）は、「極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」には該当せず、事前調査が必要。**
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

# ③事前調査の方法

## ○実施方法

### 設計図書その他の書面



- 建築物等の設置の工事に着手した日
- 使用されている建材の種類

及び

### 目視



- 石綿が含有されている可能性がある建材の確認
- 建築材料に印字されている製品名、製品番号等を確認

石綿含有の有無が不明

平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物は、現地での目視調査不要

### 分析調査



- 建材の採取

※ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合、分析調査は不要（全ての建材についてみなしが可能）

### ③事前調査の方法

#### 石綿規制に係る変遷



※規制対象物質追加  
(アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト)

#### 【ポイント】

- **2006年(平成18年)9月**規制対象の含有率が**0.1%に引き下げ**
- 規制対象物質が3種類から**6種類**へと変更

分析を実施した時期によっては、当時の分析結果で「石綿含有なし」となっているものがあるので、要注意！

# ④事前調査実施者

## 調査者等による事前調査の義務化

令和5年10月1日施行

### ○実施義務者

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」と言う。）



厚労省HP 講習会情報

調査者等：環境大臣が定める「必要な知識を有する者」

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

調査者区分	調査できる対象
① <b>特定建築物</b> 石綿含有建材調査者 (11時間講習＋実地研修＋筆記試験＋口述試験)	<b>すべての建築物</b> のすべての材料 ※現状、特定／一般の調査範囲に <u>違いはない</u>
② <b>一般建築物</b> 石綿含有建材調査者 (11時間講習＋筆記試験)	
③ <b>一戸建て等</b> 石綿含有建材調査者 (7時間講習＋筆記試験)	<b>一戸建て住宅、共同住宅の住戸の専用部分</b> ※共同住宅のベランダや廊下等の共用部分は <u>含まれない</u>

- ・義務付け適用前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録された者

# ④事前調査実施者

## 工作物石綿事前調査者

令和8年1月1日施行

工作物の解体等工事を行う場合の石綿に係る事前調査を適切に実施するために「必要な知識を有する者」について、新たに規定

区分	対象工作物	調査者の種類
特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める <b>工作物</b> (令和2年10月7日環境省告示第77号)	反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備	<b>工作物石綿事前調査者</b>
	煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、 <u>観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</u> ※1 ※1 令和5年10月1日指定	
その他の工作物	上記以外の工作物※2 ※2 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの	

## ⑤事前調査結果の記録・書面の作成



### ○記録の作成を行う者

元請業者等

### ○記録の記載事項

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名
  - ・解体等工事の場所
  - ・事前調査を終了した年月日
  - ・建設物等の設置の工事に着手した年月日
  - ・解体等工事の名所及び概要
  - ・事前調査の方法
  - ・建築物等の概要
- 等

※解体工事等に特定建築材料の除去等が含まれる場合、届出の有無にかかわらず、下記項目の追記も必要

- ・特定粉じん排出作業の種類
  - ・特定粉じん排出作業の方法
  - ・特定工事の工程の概要
  - ・対象となる建築物等の概要、配置図
- 等

## ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

### ○結果の説明

事前調査の記録をもとに書面を作成



解体等工事の開始の日まで

※届出対象特定工事に該当する場合は、**作業開始の14日前**まで

書面を用いて発注者へ報告

### ○書面の保存

発注者又は自主施工者 → 事前調査の記録・書面の3年間保存

元請業者 → 事前調査の記録・書面（写し）の3年間保存

### ○記録の備え付け

元請業者又は自主施工者は、解体等工事の開始から終了まで事前調査の記録（写し）を現場事務所などで閲覧に供する義務がある。

# ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

様式例

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合)

令和〇〇年〇月〇日

## 解体等工事に係る事前調査書面

発注者 住所 〇〇市 〇〇区 4丁目 3-5

氏名 〇〇 〇〇 様

(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

住所 〇〇市〇〇区 3丁目 2-1

元請業者 氏名 〇〇建設株式会社

(受注者) 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇-XXXX

大気汚染防止法第18条の15第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第1項に基づく石

解体等工事の場所	〇〇市〇〇区1丁目5-3 (解体等工事の名称) 〇〇〇〇事務所 解体工事		
解体又は改造・補修着手年月日	〇〇年 〇月 〇日	延床面積	570
解体等工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 解体	<input type="checkbox"/> 改造・補修	階数 3
建築物等の竣工年	昭和・平成 48年		
建築物等の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 ( <input checked="" type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> R.C造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他工作物		
事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 大阪 太郎 (〇〇建設株式会社〇〇課) 講習実施機関の名称 〇〇〇〇協会 XXセンター ( <input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		
調査を終了した年月日	令和〇〇年5月15日		
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (以下調査方法で構成した1次(詳細は別紙)のものとする)		

**【令和5年10月1日施行】**  
**建築物の解体等工事**については、調査者等による事前調査が必要です。

# ⑥事前調査結果の報告

自治体への事前調査結果の報告を義務化

令和4年4月施行

## ○報告の対象

**報告の対象でなくても、事前調査は必要！**

建築物の  
解体作業



床面積の合計が  
80m<sup>2</sup>以上

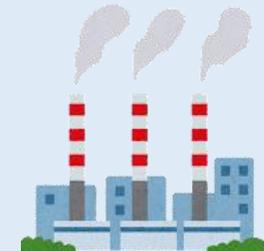
建築物の  
改造・補修工事



請負代金※1の合計が  
100万円以上

※1 材料費、消費税含む。事前調査の費用は除く

工作物の解体・  
改造・補修工事



請負代金※1の合計が  
100万円以上

## ○報告の義務を負う者

元請業者等

## ○報告の方法

原則、電子システム※2（報告書の提出も可）

※2 電子システムであれば一度の申請で、所管の環境部局  
及び労働基準監督署に同時に申請可能

## ⑥事前調査結果の報告

### 石綿事前調査結果報告システム

〈画像イメージ〉

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者	
事前調査を実施した者	
氏名	<input type="text"/>
講習実施機関の名称	<input type="text"/>
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分	<input type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 一戸建て等 <input type="radio"/> その他
分析調査を実施した者	
氏名	<input type="text"/>
所属する機関又は法人の名称	<input type="text"/>
講習実施機関の名称	<input type="text"/>

**【令和5年10月1日施行】**  
**建築物の解体等工事**については、調査者等による事前調査が必要です。

注) 未記入の場合、元請業者又は自主施工者に連絡する場合があります。

# ⑥事前調査結果の報告

## 石綿事前調査結果報告システム

申請先 〈画像イメージ〉

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先 <sup>?</sup>	
工事現場の 管轄労働局 <b>必須</b>	<input type="text"/>
工事現場の 管轄労働基準監督 署 <b>必須</b>	<input type="text"/>
大気汚染防止法申請先 <sup>?</sup>	
都道府県 <b>必須</b>	<input type="text"/>
申請先自治体 <b>必須</b>	<input type="text"/>
担当部署 <b>必須</b>	<input type="text"/>
<u>自由記載欄</u>	<input type="text"/>

石綿含有建材がある場合  
自由記載欄に記入

(例)

- 吹付け石綿〇〇m<sup>2</sup>
- 石綿含有仕上塗材〇〇m<sup>2</sup>
- 石綿含有成形板等〇〇m<sup>2</sup>

注) 石綿含有建材があるにもかかわらず未記入の場合、元請業者又は自主施工者に連絡する場合があります。文字は全角での入力となります。

# ⑦事前調査結果の掲示

元請業者又は自主施工者は、事前調査結果について、解体等工事の開始から終了まで、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

様式例

## 石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××-××××××-×××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③(○数字は「その他の事項」参照)
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリソタイル 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

## ○掲示の対象

**石綿の有無にかかわらず、**  
全ての解体等工事

- 設置場所事業場の名称
- 特定粉じん排出作業等の期間
- 調査箇所
- 調査方法
- 分析を実施した者の氏名
- 石綿含有なしの判断根拠等

# ⑧特定粉じん排出等作業実施届出書

## ○届出者

発注者又は自主施工者

**作業開始の日の14日前**までに提出が必要。  
⇒石綿除去のための足場設置期間も含む。

### 【改正前】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿 石綿含有仕上塗材 (吹付け施工)	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3	石綿含有成形板	条例
	ビニル床タイル等	対象外



### 【改正後】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3相当	石綿含有仕上塗材	条例
レベル3	石綿含有成形板 その他、石綿含有建築材料	

※石綿含有保温材等の非石綿部での切断による除去で、飛散のおそれがない場合には法の届出は不要。  
ただし、届出が必要な自治体もあるため、所管する自治体に事前確認が必要。

## ⑨作業計画の作成

特定粉じん排出等作業に該当する全ての工事について、作業計画を作成

**届出の有無にかかわらず**、工事着手までに当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、該当計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行わなければならない。

### ○記載事項

- ・ 工事の概要
- ・ 石綿含有建材除去作業
- ・ 石綿飛散防止措置
- ・ 工事の工程表
- ・ 施工体制
- 等

### ○作業計画の現場備え付け

### ○下請負人への説明

元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事を他者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならない。

# ⑩作業内容等の掲示

特定粉じん排出等の作業期間中※、敷地内の公衆の見やすい場所に、作業内容を記載した掲示板を設置しなければならない。  
 ※事前調査結果の掲示と併用で設置する場合は、解体等工事の開始から終了まで

様式例

## 事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおり、お知らせします。  
 大気汚染防止法施行規則第16条の4第二号、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の6の規定により、建築物等の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
提出先 届出年月日 受理番号	〇〇労働基準監督署 令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の 氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
	大阪市環境局〇〇部環境保全監視グループ 【法】令和〇〇年〇月〇日 〇〇—〇〇号 【条】令和〇〇年〇月〇日 〇〇—〇〇—〇号	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の 現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××—××××××—×××××
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	下請負人の氏名及び住所	△△〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 □□市〇〇△△4丁目9-9
石綿除去(特定粉じん 排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	下請負人の現場責任者の 氏名及び連絡場所	△△〇〇株式会社 □□ □□ ××—××××××—×××××
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイト 10%)	石綿作業主任者の氏名	△△建設株式会社 大阪 太郎
処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	事前調査・試料採取を実施した者 の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の 氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	大気中石綿濃度測定の詳細	作業開始前に1回 作業中に6日ごとに1回 作業後に1回
特定粉じん排出等作業 の工程	飛散抑制剤の散布→かき落とし →除去面への飛散防止剤の散布 →養生面への飛散防止剤の散布	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③(○数字は「その他の事項」参照)
石綿の飛散防止対策	作業区画の隔離養生 負圧集じん機の使用	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明
使用する資材及び その種類	集じん・排気装置 型式:〇〇-2000 HEPA フィルタ 湿潤用薬液:〇〇〇〇 固化用薬液:〇〇〇〇 接着テープ 隔離用シート(厚さ 床:〇〇mm、その他〇〇mm)		

## ○掲示の対象

**届出の有無にかかわらず、**  
**全ての特定粉じん排出等作業**

## 事前調査結果の掲示に加え

- 処理方法
- 特定粉じん排出等作業の工程
- 飛散防止対策
- 使用する資材
- 石綿作業主任者の氏名等

# ⑪作業基準

## 作業基準遵守義務の対象の追加

令和3年4月施行

元請業者だけでなく、**下請負人**も作業の種類ごとに石綿飛散防止対策を実施しなければならない。

## 作業基準遵守義務に違反した場合の直接罰の創設

令和3年4月施行

レベル1・2建材に係る届出対象特定工事について、当該義務に違反した場合に、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科することがある。

## ⑫石綿除去後の完了確認

### 石綿の取り残しが無いこと等の確認

除去等作業終了後、確認を適切に行うために必要な石綿等に関する知識を有する以下の者が、石綿の取り残しが無いこと等の確認を行う必要がある。

#### ○解体等工事の対象と確認者

建築物



調査者等又は石綿作業主任者

工作物



石綿作業主任者

### 石綿が飛散するおそれがないこと等の確認

除去面に飛散防止剤を散布し、場内の清掃を行った上で、飛散の恐れがないこと等の確認する必要がある。

# ⑬作業の記録、記録の保存、発注者への報告

石綿飛散防止措置の内容の記録、保存  
除去等作業終了後、その結果を発注者に書面で報告

令和3年4月施行

作業の実施状況を記録  
工事終了後まで保存

除去等作業（主に下請負人）が行い、元請業者等はその記録から計画通り行われているかを確認。

除去作業終了

石綿の取り残しがないかを確認  
石綿作業主任者等、知見を有する者

確認結果の記録  
工事終了後3年間保存（元請業者等の義務）

発注者への報告項目

- 特定粉じん排出等作業の概要  
作業概要、対象建築物の名称・所在地  
元請業者、除去等作業を行った者
- 石綿の取り残しがないことの確認  
確認結果、確認年月日、確認者
- 特定粉じん排出等作業の完了  
完了年月日 等

発注者へ報告

## 2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例（生環条例）について

# ①事前調査結果の記録・書面の作成

## 大気汚染防止法 スライド11

### ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

#### ○結果の説明

事前調査の記録をもとに書面を作成



解体等工事の開始の日まで  
※届出対象特定工事に該当する場合は、**作業開始の14日前**まで

書面を用いて発注者へ報告

#### ○書面の保存

発注者又は自主施工者 → 事前調査の記録・書面の3年間保存  
元請業者 → 事前調査の記録・書面（写し）の3年間保存

#### ○記録の備え付け

元請業者又は自主施工者は、解体等工事の開始から終了まで事前調査の記録（写し）を現場事務所などで閲覧に供する義務がある。

11

### 追加で定めている項目

#### 結果の説明の時期

- 解体等工事の開始の日まで  
（特定粉じん排出等作業に該当する場合は、  
特定粉じん排出等作業の14日前まで）

#### 事前調査書面の記載事項

- 大気中石綿濃度測定計画  
（※測定義務がかかる工事に限る）
- 建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無
- 各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠

# ①事前調査結果の記録・書面の作成

別紙3		工事名		〇〇〇〇解体工事							
事前調査結果の詳細票 ( 1 枚目/ 10 枚中)		対象となる建築物等の概要		耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設 延べ床 2500 m <sup>2</sup> ( 3 階建)							
建築物等が設置された着工年月日		〇〇年5月18日		階 1							
部屋名称		総務課事務室		(部屋番号 1)							
部位	① 設計図書(改修時の設計図書も含む)、目視による調査			② 石綿の含有の状況の分析による調査			③ 石綿の使用の状況				
	建材名、製品名等	備考	調査の方法	石綿含有	サンプリング	石綿含有	石綿の種類(含有率)	備考	特定建築材料の種類(材料レベル)	使用面積	資料番号
床	コンクリート	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
壁	コンクリート	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
壁	鉄骨柱	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
天井	鉄骨梁	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アモサイト ( 10 % )		吹付け石綿 (レベル 1 )	60 m <sup>2</sup>	1-1
壁	化粧板	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類:a ) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( B )	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	クリソタイル ( 3~20 % )		石綿含有成形 板等 (レベル 3 )	400 m <sup>2</sup>	1-2
天井	天井板 (石膏ボード)	改修: 平成19年	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input type="checkbox"/> 目視 ( )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の根拠となる資料を添付すること。  
 2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)、b メーカーの説明書・ホームページ、c JATI協会無石棉情報、d その他(具体的に根拠資料を記載)、e 設計図書等無し  
 3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS番号、Dその他(具体的に内容を記載)  
 4 備考欄には改修の着工の履歴など当該部位に係るその他情報を記載すること。  
 5 別紙3は必要に応じて複写し、階、部屋ごとに作成すること。

## ②事前調査結果の書面の備え付け

### 大気汚染防止法 スライド11

#### ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

##### ○結果の説明

事前調査の記録をもとに書面を作成

解体等工事の開始の日まで

※届出対象特定工事に該当する場合は、**作業開始の14日前**まで

書面を用いて発注者へ報告



##### ○書面の保存

発注者又は自主施工者 → 事前調査の記録・書面の3年間保存

元請業者 → 事前調査の記録・書面（写し）の3年間保存

##### ○記録の備え付け

元請業者又は自主施工者は、解体等工事の開始から終了まで事前調査の記録（写し）を現場事務所などで閲覧に供する義務がある。

11

### 追加で定めている項目：備え付けの目的

(法) 行政機関が立入を行う際や、元請業者だけでなく関係下請負人の誰もが閲覧できるようにするため

(条) 行政機関だけでなく周辺住民の方でも閲覧できるようにするため

# ③特定粉じん排出等作業実施届出書

## 届出対象建材の変更

令和3年4月施行

- 石綿含有仕上塗材:  
**1,000 m<sup>2</sup>以上**  
(下地調整材は石綿含有成形板等に該当)
- 石綿含有成形板等の合計:  
**1,000 m<sup>2</sup>以上**

特定建築材料の種類		届出
レベル3	石綿含有成形板	条例
	ビニル床タイル等	対象外

## 大気汚染防止法スライド17

### ⑧特定粉じん排出等作業実施届出書

○届出者  
発注者又は自主施工者

作業開始の日の14日前までに提出が必要。  
⇒石綿除去のための足場設置期間も含む。

【改正前】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿 石綿含有仕上塗材 (吹付け施工)	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3	石綿含有成形板	条例
レベル3	ビニル床タイル等	対象外

【改正後】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3相当	石綿含有仕上塗材	条例
レベル3	石綿含有成形板 その他、石綿含有建築材料	

※石綿含有保温材等の非石綿部での切断による除去で、飛散のおそれがない場合には法の届出は不要。  
ただし、届出が必要な自治体もあるため、所管する自治体に事前確認が必要。

17

特定建築材料の種類		届出
レベル3相当	石綿含有仕上塗材	条例
レベル3	石綿含有成形板	
	その他、石綿含有建築材料	

# ③特定粉じん排出等作業実施届出書

## 大気汚染防止法 スライド17

### ⑧特定粉じん排出等作業実施届出書

#### ○届出者

発注者又は自主施工者

作業開始の日の14日前までに提出が必要。  
⇒石綿除去のための足場設置期間も含む。

#### 【改正前】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿 石綿含有仕上塗材 (吹付け施工)	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3	石綿含有成形板	条例
	ビニル床タイル等	対象外

#### 【改正後】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3 相当	石綿含有仕上塗材	条例
レベル3	石綿含有成形板 その他、石綿含有建築材 料	

※石綿含有保温材等の非石綿部での切断による除去で、飛散のおそれがない場合には法の届出は不要。  
ただし、届出が必要な自治体もあるため、所管する自治体に事前確認が必要。

17

### 追加で定めている項目

法届出対象の石綿含有建材（レベル2建材のかき落とし等以外の作業は除く）の使用面積が50㎡以上の場合、石綿濃度測定計画届出書の提出が必要

※特定粉じん排出等作業実施届出書とあわせて提出

# ④作業内容等の掲示

## 大気汚染防止法 スライド19

### ⑩作業内容等の掲示

特定粉じん排出等の作業期間中※、敷地内の公衆の見やすい場所に、作業内容を記載した掲示板を設置しなければならない。 ※事前調査結果の掲示と併用で設置する場合は、解体等工事の開始から終了まで

様式例 事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ  
大気汚染防止法第18条の15第1項、石綿管理手続規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の措置の規定により、当該建築物等の特定粉じん排出等の作業を以下のように実施いたします。

作業種別	○○○○解体工事	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ ○○△△△1丁目3-3
届出先 届出年月日 受理番号	大気汚染防止法第18条の15第1項 【住所】○○○市○○区○○-○○号 【番】○○○市○○区○○-○○-○○号	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○ △△△△△3丁目2-1
届出完了年月日	令和○○年○月○日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 ○○ ○○ ××××××××××××××
解体等工事期間	令和○○年○月○日～令和○○年○月○日	下請負人の氏名及び住所	△△○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ ○○△△△△△4丁目2-2
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和○○年○月○日～令和○○年○月○日	下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△○株式会社 ○○ ○○ ××××××××××××××
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1層 繊維量 発行付石綿 (アシベスト、90%)	石綿作業主任者の氏名	△△建設株式会社 大塚 太郎
調査方法	空気中粉じん測定(1層-1箇所)	事前調査・材料採取を実施した者の氏名、住所、連絡番号	○○○建設株式会社 ○○ ○○ ○○△△△△△1丁目1-1 (○○○)
調査方法	表面調査、現地調査、分析調査	分析を実施した者の氏名、住所、連絡番号	○○○建設株式会社 ○○ ○○ ○○△△△△△1丁目1-1 (○○○)
特定粉じん排出等作業の工程	高圧洗浄機による洗浄 →除去剤への飛散防止剤の散布 →養生シートへの飛散防止剤の散布	大気中石綿濃度の測定	作業開始前1週間 作業中4時間ごと1回 作業終了1週間
石綿の飛散防止対策	作業区画の隔離養生 養生シートへの飛散防止剤の使用	石綿含有なしの判断機関	1～1層 ビームライオン 1～1層 〇〇〇〇〇〇の〇〇〇
使用する資材及びその種類	集じん機 型式 ○○-2000 吸排风管 ○○○ 遮断テープ ○○○	その他事項	【石綿含有なしの特断機関】 ① 調査機関 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

○掲示の対象  
届出の有無にかかわらず、  
全ての特定粉じん排出等作業

事前調査結果の掲示に加え

- 処理方法
- 特定粉じん排出等作業の工程
- 飛散防止対策
- 使用する資材
- 石綿作業主任者の氏名等

19

### 追加で定めている項目：掲示板の記載事項

- 届出をした年月日及び届出先
- 届出の受理番号
- 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、代表者名
- 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 石綿飛散防止措置の内容
- 石綿濃度の測定計画

## ⑤ 工事施工境界

特定粉じん排出等作業に係る請負人が作業を行うために専有した区画の境界における大気中の石綿濃度の基準

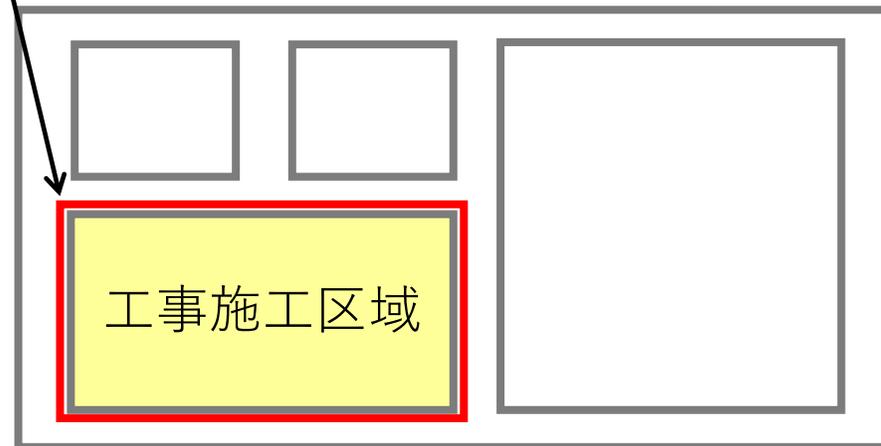
**工事施工境界基準：10本 / L以下**

工事施工境界 = 敷地境界

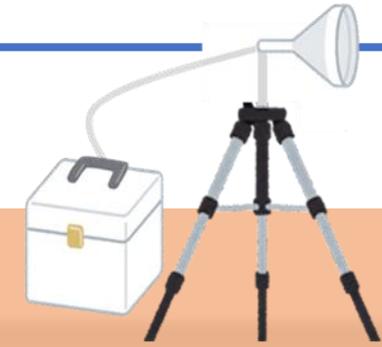


工事施工境界

敷地境界



## ⑥石綿濃度測定結果



### 石綿濃度測定結果の発注者への報告義務

元請業者は、石綿濃度測定結果の記録を発注者へ交付しなければならない。

※発注者への報告は、測定結果を特定粉じん排出等作業の完了報告書へ添付すること。

### ○記録事項

- ・ 測定年月日及び時刻
- ・ 測定者
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 測定時の天候
- ・ 測定場所

# 参考資料

- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月【環境省、厚生労働省】
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について  
環水大大発第2011301号 令和2年11月30日【環境省】
- 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）  
環水大大発第2306231号 令和5年6月23日【環境省】
- 特定粉じん排出等作業実施届出（本市ホームページ）  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>

---

ご清聴ありがとうございました。